

平成30年度

福井県内の住まいづくり支援制度一覧

平成30年4月現在

○福井県

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
県産材を活用したふくい の住まい支援事業(新築)	補助	県産材を活用した一戸建て木造住宅(在来工法)の取得に対して補助 【補助要件】 延床面積100㎡以上で、県産材を60%以上かつ 県産材柱を30本以上使用 【補助金額】 敷地面積200㎡未満:30万円 敷地面積200㎡以上:40万円 県産材使用率が70%以上の場合はそれぞれ10万円を上乗せする 補助対象の住宅に越前瓦、越前和紙を使用する場合、1㎡あたり1,000円を 上乗せする(ただし上乗せする補助金はそれぞれ上限10万円)	(県産材) 県産材活用課 0776-20-0449
県産材を活用したふくい の住まい支援事業(リフォーム)	補助	県産材を活用した増築・リフォーム等に対して、定額補助 【補助金額】 1件当たり 15万円 ※下記により算出した金額が15万円以上の物件に補助 ┌ 構造材 7,000円/㎡ └ 造作材、板材等 5,000円/㎡ 補助対象の住宅に越前瓦、越前和紙を使用する場合、1㎡あたり1,000円を 上乗せする(ただし上乗せする補助金はそれぞれ上限10万円)	(越前瓦、越前和紙) 地域産業・技術 振興課 0776-20-0374
福井県勤労者住宅 資金利子補給制度	利子補給	北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築され る勤労者(年間所得350万円以下)の方について、融資額の一部に対して利 子補給 【利子補給】 利子補給率:貸付利率の1/2(2%上限)[5年間] 上限額:(新築・購入)400万円(増改築)200万円	労働政策課 0776-20-0389
福井県勤労者住宅 資金利子補給制度 【定住促進枠】	利子補給	福井県内の誘致企業等に勤務し、県外から転入してきた方(年間所得450 万円以下)が北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購 入・増改築した場合に、融資額の一部に対して利子補給 【利子補給】 利子補給率:貸付利率の1/2(2%上限)[10年間] 上限額:(新築・購入)400万円(増改築)200万円	

○福井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
二世帯型戸建て住宅取得 支援事業	補助	まちなか地区内に二世帯型戸建て住宅を新築、または購入する方に補助 【補助金額】 50万円/戸 ※U・ターン世帯:20万円加算 他要件あり	住宅政策課 0776-20-5571
多世帯近居住宅取得 支援事業	補助	多世帯で近居するための住宅取得に対して補助 【補助金額】 新築:30万円/戸、中古:50万円/戸 ※U・ターン世帯は20万円加算 他要件あり	
U・ターン若年夫婦世帯等 住宅取得支援事業	補助	U・ターンした若年夫婦世帯や子育て世帯の住宅取得に対して補助 【補助金額】 50万円/戸 他要件あり	
多世帯同居リフォーム 支援事業	補助	多世帯で同居するためのリフォームに対して補助 【補助金額】 対象工事費の3分の1(上限80万円) ※U・ターン世帯が新たに同居する場合、上限100万円 他要件あり	
若年夫婦・子育て世帯家賃 補助事業	補助	福井市外からまちなか地区の民間賃貸住宅に入居する若年夫婦世帯及び 子育て世帯に対して家賃等の一部を補助 【補助金額】 月額家賃の3分の1(上限1万5千円/月) ※U・ターン世帯の場合:上限2万5千円/月 【補助期間】 最大24か月間 他要件あり 新たに市営特定公共賃貸住宅に入居する若年夫婦・子育て世帯の家賃の 一部を補助 【補助金額】 1月につき最大2万5千円 ※U・ターン世帯には、1万円加算。 【補助期間】 最大24か月間 他要件あり	

(次頁へ続く)

○福井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
空き家取得支援事業	補助	U・ターン世帯又は子育て世帯の空き家の購入に対して補助 【補助金額】 50万円/戸 ※まちなか地区の物件: 20万円加算 他要件あり	
空き家リフォーム支援事業	利子補給	福井市内の空き家リフォームを行う方に補助 【補助金額】 対象工事費の1/5(上限30万円) ※U・ターン世帯又は子育て世帯の場合: 上限50万円 ※まちなか地区の物件: 上限20万円引上げ 他要件あり	住宅政策課 0776-20-5571
U・ターン世帯空き家居住家賃補助	利子補給	U・ターン世帯の空き家の家賃の一部を補助 【補助金額】 月額家賃の3分の1 ※上限2万5千円/月 【補助期間】 最大24か月間 他要件あり	
福井市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 1万円	
福井市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修: 最大100万円(工事費の80%以内) 部分改修: 最大30万円(工事費の80%以内)	建築指導課 0776-20-5574
福井市勤労者住宅資金利子補給制度	利子補給	北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築される勤労者の方に、融資額の一部に対して利子補給 【利子補給】 利子補給率: 貸付利率の1/2(1%上限)[5年間] 利子補給対象融資額: (新築・購入)400万円を超え800万円まで (増改築)200万円を超え600万円まで ※福井県勤労者住宅資金利子補給制度の利子補給を受けていることが要件です。	しごと支援課 0776-20-5321
福井市伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住し、一定の要件に該当する福井の伝統的民家(一乗谷地区特定景観計画区域内に限る)の外観仕上げ工事の費用、外観・構造体の改修工事の費用の一部を補助 【補助金額】 外観仕上げ工事の費用(上限160万円) 外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2(上限200万円)	文化振興課 0776-20-5367
浄化槽設置補助事業	補助	合併処理浄化槽区域において、浄化槽の設置に要する費用の一部を補助 【補助金額】 住宅は浄化槽の設置に要する費用の9割 その他は7割(ともに限度額あり)	
浄化槽維持管理補助事業	補助	合併処理浄化槽区域の個人住宅に、浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助 【補助金額】 浄化槽の維持管理費と下水道使用料金相当額との差額分	下水道お客様サービス室 0776-20-5634
排水設備工事資金貸付制度	融資	公共下水道に接続する場合、または合併処理浄化槽区域において単独浄化槽を廃止する場合の排水設備工事等に対し、資金を融資 【融資金額】 上限100万円(無利子) ※お申込みは、工事着工前 ※融資実行の翌月から月2万円の均等返済	
住まい環境整備支援事業	補助	介助が必要な高齢者等が在宅生活を長期間継続できるように居住環境の整備を行う場合、その費用の一部を補助 【補助金額】 (生活保護・市民税非課税世帯) 上限80万円 助成率9/10 (世帯員全員の合計所得が320万未満の世帯) 上限40万円 助成率1/2 (世帯員全員の総所得から世帯員分の基礎控除を差し引いた額が600万円未満の世帯) 上限20万円 助成率1/4	地域包括ケア推進課 0776-20-5400

(次頁へ続く)

○福井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
重度身体障がい者住宅改造 助成事業	補助	在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成 【助成金額】助成対象経費の8割(上限額60万円※介護保険の対象者でない視覚・上肢のみ80万円)	障がい福祉課 0776-20-5435
日常生活用具給付等事業 (住宅改修費)	補助	在宅の重度身体障がい者が、日常生活を営むのに著しい支障があるために、段差解消等比較的小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部を助成 【補助金額】助成対象経費の9割(上限額20万円)	
居宅介護(予防)住宅改修 事業	保険給付	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど、一定種類の小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を給付。 【保険給付額】20万円を上限に住宅改修の実際の費用の9割または8割相当 ※平成30年8月1日から9割から7割相当	介護保険課 0776-20-5715

○敦賀市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
敦賀市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】一般診断法:1万円 (耐震診断5千円、補強プラン5千円) 伝統耐震診断法:23,760円 (耐震診断12,960円、補強プラン10,800円)	住宅政策課 0770-22-8141
敦賀市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修:最大100万円(工事費の80%以内) 部分改修:最大30万円(工事費の80%以内)	
敦賀市3世代ファミリー 定住支援事業	補助	多世帯同居又は近居をする場合に住宅取得(購入・新築)及び住宅リフォームに要する費用の一部を補助 【補助金額】 (購入・新築)最大25万円(取得費の1/2以内) ※近居で敷地面積200㎡以上の場合30万円、近居で中古住宅を購入する場合は50万円 (リフォーム)最大90万円(工事費の1/2以内)	
敦賀市子育て世帯と移住者 への住まい支援事業	補助	子育て世帯及び移住者に対して、空き家購入及び空き家リフォームに要する費用の一部を補助 【補助金額】 (空き家購入)最大50万円(購入費の1/3以内) (空き家リフォーム)最大50万円(工事費の1/3以内)	
敦賀市老朽危険空き家 除却支援事業	補助	老朽危険空き家(市の不良度判定結果が100点以上の建築物)の所有者等に対して、除却に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大50万円(対象工事費の1/2以内)	
敦賀市景観条例補助金	補助	※平成30～31年度は休止 景観条例に基づく市の認定を受けた協議会または協定の構成員で、当該認定を受けた構成員が所有する建築物、工作物等を目的達成のため外観整備を行う費用の一部を補助 【補助金額】 建築物の新築等:工事費の1/2(上限額300万円) 工作物等:工事費の1/2(上限額100万円) 看板の新築等:工事費の1/2(上限額50万円)	都市政策課 0770-22-8137
未組織労働者 融資保証料の補給	補給	市に住所を有する労働組合に加入していない労働者(未組織労働者)が、福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、北陸労働金庫から融資を受ける場合にその保証料の一部を補給 【対象】住宅資金(上限額)500万円	商工貿易振興課 0770-22-8122
水洗便所改造資金 融資あっせん制度	利子補給	供用開始日から期限内(くみ取りの場合3年、浄化槽切替の場合6月)に下水道へ接続される方に、改造資金の融資を市内金融機関にあっせん 【利子補給】利率2.2%(上限額150万円/件) 100万円まで無利子償還期限60月以内	経営企画課 0770-22-8147

(次頁へ続く)

○敦賀市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
水洗便所改造費補助金	補助	児童扶養手当受給世帯、又は身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯で、同居している者全員の市民税の額が均等割以下の場合、供用開始から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、下水道に接続された方に対して補助 【補助金額】 8万円/件 (浄化槽からの切替えの場合は対象外)	経営企画課 0770-22-8147
合併処理浄化槽等設置整備事業費補助金	補助	公共下水事業認可区域及び集落排水事業区域以外の地域において専用住宅に処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽等を設置する方に補助 【補助金額】 5人槽 35万2千円、 7人槽 44万1千円 10人槽 58万8千円	
重度身体障害者住宅改造事業	補助	重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) 下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 上肢機能障害の方は限度額は60万円 介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円	地域福祉課 0770-22-8176
日常生活用具給付事業(居宅生活動作補助用具)	給付	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障がい児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上の者又は難病患者のうち下肢もしくは体幹機能に障がいのある者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	
要介護高齢者住環境整備事業	補助	住み慣れた家で安心して生活するために、身体の状況から洗面所改造・昇降機の設置等の住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成 【対象者】65歳以上の在宅生活で下記の者 1.要介護3～5の認定者 2.要介護1以上で車いすを利用している者 【補助金額】改修工事に要した経費で80万円を限度 (対象者世帯による所得制限有り) 他要件あり	長寿健康課 0770-22-8180
介護保険制度居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)	保険給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要です。 【保険給付額】住宅改修の実際費用から自己負担分を除いた額(上限20万円)	

○小浜市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
小浜市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 一般診断法 10,000円 伝統耐震診断法 23,760円	都市整備課 0770-53-1111 (内線259)
小浜市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の23%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
小浜市住まい支援事業	補助	多世帯同居又は近居をする場合の住宅取得(購入・新築)及び住宅リフォームに要する費用の一部を補助 子育て世帯及び移住者に対して、空き家購入及び空き家リフォームに要する費用の一部を補助 【多世帯同居支援型】 対象費の1/2(上限80万円) 【多世帯近居支援型】 新築住宅建設・購入の場合 対象費の1/2(上限30万円) 中古住宅購入の場合 対象費の1/2(上限50万円) 【子育て世帯・移住者支援型】 対象費の1/3(上限50万円)	
小浜市空家等除却支援事業	補助	老朽空家等の除却工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 特定空家等の除却費用の1/3(上限50万円) その他の老朽空家等の除却費用の1/3(上限25万円)	

(次頁へ続く)

○小浜市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
未組織勤労者融資保証料補給金	補給	福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、労働金庫から住宅資金融資を受けられる場合に、保証料の1/2を補助 【補給対象額】 上限額500万円	商工観光課 0770-53-1111 (内線225)
小浜市歴史的景観形成助成金	補助	歴史的景観形成地区内における景観形成基準に適合する外観工事費用、歴史的景観形成地区内および小浜西組伝統的建造物群保存地区内における木造住宅に親子式住宅用火災警報器の設置にかかる配線工事費や、二方向避難経路を確保する費用の一部に補助 【補助金額】 対象工事費の1/4(上限額100万円)	文化課 0770-53-1111 (内線442)
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	補助	公共下水道事業認可区域以外の区域、農業・漁業集落環境整備事業にかかる整備計画区域以外の区域において、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助 【補助金額】 5人槽 352,000円 6~7人槽 441,000円 8~50人槽 588,000円	上下水道課 0770-53-1111 (内線235)
水洗便所改造資金貸付制度	融資	公共下水道事業処理区域において、くみ取り便所(既設浄化槽を含む)を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事に対し、資金を融資 【融資限度額】 供用開始3年以内 1件につき150万円以内 供用開始3年以降 1件につき100万円以内 【貸付利率】 年1.5% 【償還期間】 60ヶ月(5年)以内	
要介護老人住宅環境整備事業	補助	在宅生活をしている高齢者に対して、洗面台の取替え、トイレの拡幅、昇降機等の整備に助成 【補助金額】 一定以上の所得がある第1号保険者 対象工事費の80% その他 対象工事費の90% 上限80万円	高齢・障がい者 元気支援課 0770-53-1111
高齢者等にやさしいコミュニティセンター改修助成事業	補助	「ふれあいサロン」等の高齢者が利用する地域の集会施設の洋式便器の取り換え等の工事に対し、改修費用の一部を助成 【補助金額】 補助率 事業費の20% 上限10万円	
居宅介護住宅改修事業(介護保険事業)	保険給付	在宅で生活する要支援・要介護認定者が自立しやすい生活環境を整えるための、小規模な住宅改修に対し9割または8割を支給する。 上限20万円	
重度身体障害者住宅改修助成事業	補助	重度身体障害者が日常生活に著しい障害があるために住宅を改造する必要がある場合に、その改造費の一部を助成 【対象者】 視覚障害・肢体不自由・体幹機能障害・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者 【対象経費】対象工事費の8割、上限額80万円 ・肢体不自由・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 ・介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。	
日常生活用具給付等事業	補助	障害者の移動などを円滑にする用具の設置のために、小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の一部を助成 【対象者】 下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢機能障害2級以上 【対象経費】原則対象工事費の9割、上限額20万円 ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。	

○大野市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
大野市U・ターン者住まい支援事業	補助	<p>市外からのU・ターン者が、定住のために新築住宅・中古住宅を取得した場合や中古住宅を取得してリフォームする場合にその費用の一部を補助</p> <p>○新築住宅を取得する場合 【補助金額】 住宅取得に要した費用の1/20 用途地域内：上限額50万円 用途地域外：上限額25万円 ※ 市内業者施行に限る</p> <p>○中古住宅を取得する場合 【補助金額】 住宅取得に要した費用の1/10 用途地域内：上限額50万円 用途地域外：上限額25万円</p> <p>○中古住宅取得後リフォームをする場合 ・取得後1年以内で50万円以上のリフォーム工事 ・中古住宅取得補助に加えリフォーム補助を加算 【補助金額】 リフォーム工事に要した費用の1/3 用途地域内：上限額50万円 用途地域外：上限額25万円</p>	
大野市多世代同居世帯住まい支援事業	補助	<p>親・子・孫の3世代以上の世帯、新婚世帯及び転入者と同居する2世代以上の世帯が同居するため新築住宅・中古住宅を取得した場合や中古住宅を取得してリフォームする場合、既存住宅をリフォームする場合にその費用の一部を補助</p> <p>○新築住宅を取得する場合 【補助金額】 住宅取得に要した費用の1/20 用途地域内：上限額100万円 用途地域外：上限額50万円 ※ 市内業者施行に限る</p> <p>○中古住宅を取得する場合 【補助金額】 住宅取得に要した費用の1/10 用途地域内：上限額50万円 用途地域外：上限額25万円</p> <p>○中古住宅取得後リフォームをする場合 ・取得後1年以内で50万円以上のリフォーム工事 ・中古住宅取得補助に加えリフォーム補助を加算 【補助金額】 リフォーム工事に要した費用の1/3 用途地域内：上限額50万円 用途地域外：上限額25万円</p> <p>○既存住宅のリフォームをする場合 ・多世代同居に必要な50万円以上のリフォーム工事 【補助金額】 リフォーム工事に要した費用の1/3 用途地域内：上限額100万円 用途地域外：上限額50万円 ※ 市内業者施行に限る</p>	<p>建築営繕課 0779-64-4815 (内線1705)</p>
越前おおの伝統的民家普及促進事業	補助	<p>伝統的民家保存活用推進地区に立地する町家型・農家型住宅の新築・改修を行う場合(景観形成地区においては土蔵に限る)に外観工事費の一部を補助</p> <p>【補助金額】 新築：外観工事費の1/2(上限額100万円) 改修：外観工事費の1/2(上限額200万円)</p>	<p>建築営繕課 0779-64-4815 (内線1703)</p>
大野市都市景観形成建築物等整備事業	補助	<p>大野市景観条例に基づく景観形成地区内に立地する建築物等の外観工事費の一部を補助</p> <p>【補助金額】 外観工事費の約2/3(上限金額400万円)</p>	
大野市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	<p>一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助</p> <p>【個人負担】 5千円</p>	<p>建築営繕課 0779-64-4815 (内線1704)</p>

(次頁へ続く)

○大野市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
大野市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助(施工業者は市内業者に限る)	建築営繕課 0779-64-4815 (内線1704)
耐震改修工事(住宅全体)	補助	改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大80万円(工事費の23%以内)	
耐震改修部分補強工事(特定居室)	補助	改修後の特定居室周辺の範囲における上部構造評点が1.5以上となるもの 【補助金額】 最大30万円(工事費の23%以内)	
耐震改修部分補強工事(1階部分のみ)	補助	改修後の1階の上部構造評点が0.7以上となるもの 【補助金額】 工事に要する費用の1/2(上限額50万円)	
大野市伝統的な古民家の耐震改修促進事業	補助	伝統的な古民家について、改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大150万円(工事費の23%以内)	上下水道課 0779-66-1111 (内線6555) 外 0779-65-7670
大野市吹付けアスベスト調査事業	補助	分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用に対する補助(上限額1棟あたり25万円)	
大野市ブロック塀等除却事業	補助	道路に面する倒壊の危険性が高いブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助(上限額5万円)(施工業者は市内業者に限る)	
浄化槽設置整備事業	補助	公共下水道認可区域外、または、農業集落排水事業区域外の区域について、合併処理浄化槽を設置する場合に設置した浄化槽の人槽に応じて設置費用の一部を補助	健康長寿課 0779-65-7333 (内線4113)
大野市水洗便所等改造資金利子補給事業	利子補給	供用開始日から3年以内に下水道へ接続された方、または、合併処理浄化槽を設置された方で、取扱金融機関で改造資金を借入れた場合は利子を補助(借入金の上限額200万円)	
居宅介護住宅改修事業(介護保険事業)	保険給付	在宅で生活する要支援・要介護認定者が自立しやすい生活環境を整えるため費用の8割から9割を支給します。 (対象者)要支援・要介護認定者 (対象となる改修内容) 手すりの取付、段差解消、床材変更、扉交換、洋式便器への取替 (補助金の額) 住宅の改造に要した経費の10分の8(介護保険法第49条の2の規定に準ずる)又は10分の9(200千円上限) ※8月から補助の割合が7割から9割に変わります。	健康長寿課 0779-65-7333 (内線4113)
大野市要介護高齢者住宅改造費助成事業	補助	介護が必要な高齢者の住宅を改造する場合に工事費の8割から9割を助成します。 (対象者) 65歳以上の在宅の高齢者で、要介護3～5に認定された人、又は、要介護1～2に認定された人で次のア～エに該当する人 ア 車いすを利用する人 イ 障害等級が1級又は2級に相当する上肢が不自由な人 ウ 障害者日常生活自立度が要件に該当する人 エ 認知症高齢者日常生活自立度が要件に該当する人 (対象となる改造内容) ・住宅内、玄関から一般道までの通路の拡幅等 ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台の取替え ・階段昇降機の設置 ・段差解消機の設置 ・テーブル生活等のための床材の変更 など(介護保険で行う住宅改修の対象は除く) (補助金の額) 住宅の改造に要した経費の10分の8(介護保険法第49条の2の規定に準ずる) 又は10分の9(800千円上限) ※8月から補助の割合が7割から9割に変わります。	

(次頁へ続く)

○大野市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
大野市重度身体障害者住宅改造費助成事業	補助	視覚障害者又は肢体不自由者に対して住宅改造の工事費の一部を助成します。 (対象者)以下の条件すべてに該当する者 1市内在住 21級又は2級に該当する身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者又は肢体不自由者 3本事業のほかに住宅の改造に係る資金援助を受けていない者 (介護保険法に基づく助成事業を除く) (補助金の額) 住宅の改造に要した費用の8割(ただし上限あり) 上限額:60万円(下肢/体幹/脳原性移動障害あり/上肢障害者で特殊便器併用/要介護・要支援該当) 上限額:80万円(上記のいずれも該当しない者)	福祉こども課 0779-64-5142 (内線4157)
大野市日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	補助	本事業の一つとして、対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を行う場合に助成を行います。 (対象者) 1下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者 2難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者 (補助金の額) 最大20万円(課税世帯は、1割負担。非課税世帯は全額公費負担。)	

○勝山市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
勝山市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	建設課 0779-88-8107
勝山市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修)一般住宅:上限80万円(工事費の23%以内) 伝統的な古民家:上限150万円(工事費の23%以内) (部分改修)上限30万円	
勝山市定住化促進事業	補助	定住促進を図ることを目的として、新築住宅の取得、空き家の取得及び改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 新築取得:上限100万円 空き家取得:購入費用の1/10(上限50万円) 改修工事:工事費用の1/10(上限50万円)	
勝山市多世帯同居推進事業	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 工事費用の1/10(上限90万円)	
勝山市U・ターン者・子育て世帯空き家住まい支援事業補助金	補助	県外からのU・ターン者又は子育て世帯を対象に、定住を促進するとともに空き家住宅の有効活用を図ることを目的として、空き家の取得及び改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助金額】 取得:購入費用の1/10(上限50万円) 改修工事:工事費用の1/10(上限50万円) ※勝山市定住化促進事業との併用が可能	
勝山市屋根融雪設備設置促進事業	補助	自己の居住する一戸建または長屋建住宅に設置する屋根融雪設備に対し、設置費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の1/6(上限額30万円)	
勝山市吹付けアスベスト調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	

(次頁へ続く)

○勝山市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
勝山市歴史的まちなみ 景観創出事業	補助	・推進地区(本町通りと平泉寺町平泉寺) 建築物等の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたものに ついて外観工事費の一部を助成 ・上記の地区を除く市内全域 福井の伝統的民家の改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたも のについて外観工事費の一部を助成	都市政策課 0779-88-8108
住まい環境整備支援事業	補助	介護保険住宅改修に該当しない住宅改造で、要介護3以上のかたに対し、 80万円を限度として、工事費の9割又は8割を補助する。	健康長寿課 0779-87-0888
居宅介護(予防)住宅改修 事業	保険給付	在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けなど一定種類の小規模な住 宅改修を行った場合、費用の一部を支給。工事着工前に事前申請が必要。 【補助金額】 対象経費の9割または8割(上限額18万円または16万円)	
勝山市重度身体障害者 住宅改造費助成事業	補助	市内で在宅の重度の身体障害者が、その住宅を改造をする場合に、改造費 の一部を助成。 【対象者】 65歳未満で、障害等級が1級・2級の視覚障害者および肢体不自由者 【補助金額】 対象経費の8割(上限額60万円 ※視覚障害者は80万円)	
勝山市重度障害者日常 生活用具等給付事業 (居宅生活動作補助用具)	補助	市内で在宅の障害者等に対し、対象者の移動を円滑にする用具を設置する ために小規模な住宅改修を行う場合に、費用の一部を助成。 【対象者:】 1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害 (移動機能障害に限る)を有し、等級が3級以上の者(※特殊便器への取替 えをする場合は、上肢機能障害2級以上) 2 難病患者等であって、下肢又は体幹機能障害がある者 【補助金額】 最大20万円(※所得税課税世帯は、原則1割負担)	福祉・児童課 0779-87-0777

○鯖江市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
鯖江市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	
鯖江市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐 震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 全体改修 上限100万円(工事費の8割)	
鯖江市吹付けアスベスト 調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税お よび地方消費税を差し引いた経費)	
鯖江市伝統的民家 活用推進事業	補助	自ら居住し、一定の要件に該当する福井の伝統的民家(推進地区内に限る) の新築または外観の改修工事等の費用の一部を補助 【補助金額】 〔新築〕外観仕上げ工事に要する費用の2/3 (上限額150万円) 〔改修〕外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2 (上限額150万円)	建築営繕課 0778-53-2240
子育て世帯および移住者 への住まい支援事業	補助	鯖江市への定住促進、子育て世帯の住環境の向上および空き家の有効活 用を図るため、空き家の購入または空き家のリフォーム工事に要する費用の 一部を支援します。 【補助金額】上限50万円 工事費または購入費の1/3 【要 件】 1 空き家を購入または賃貸する子育て世帯または移住者 2 空き家購入は10年以上、賃貸は5年以上居住見込みのある方	

(次頁へ続く)

○鯖江市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
鯖江市多世帯近居住宅取得支援事業	補助	鯖江市内で直系親族と近居しようとする者に対して、一戸建て住宅の取得に要する費用の一部を補助する。 【補助金額】 【新築】上限30万円(建築または購入費の1/2) 【中古】上限50万円(購入費の1/2) 【要件】 1 新たに直系親族と近居(直系親族の世帯が同一小学校区内または概ね車で5分圏内に別に居住すること)する者(ただし、直系卑属の単独世帯は除く。) 2 次のアまたはイのいずれかに該当する者 ア 近居するために、一戸建て住宅を建築する者 イ 近居するために、一戸建て住宅を購入する者 3 住宅を建築または購入するために契約等を締結した者 4 既存住宅の購入は、住宅の所有者の3親等以内の親族でない者とする。	建築営繕課 0778-53-2240
鯖江市多世帯同居リフォーム支援事業	補助	鯖江市内で多世帯同居を行う住宅の所有者に対し、リフォーム工事等に要する経費の一部を補助する。 【補助金額】工事費の1/2(上限額90万円) 【要件】 自ら居住するために所有する一戸建て住宅を新たに多世帯同居をするために必要となる改修を行い、多世帯同居の世帯数が1以上増加する方	
要介護高齢者住宅改造助成事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要です。 【対象者】 1 要介護3～5に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要件】 ア、車いすを利用する方 イ、障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ、障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 【補助金額】助成対象経費の9割(上限80万円) ※一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割	長寿福祉課 0778-53-2219
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの小規模な住宅改修に対し支給。 工事着工前に事前申請が必要です。 【支給金額】一人18万円まで(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割	
鯖江市浸水対策工事助成金	補助	公共下水道区域で浸水のおそれがある地域に住宅を有するもの、または過去に市内で浸水被害を受けたことがある住宅を有するものを対象に、防水板設置工事、住宅嵩上げ工事に係る費用の一部を補助。 【補助金額】 防水板設置工事に要する費用の3/4(上限額30万円) 住宅嵩上げ工事に要する費用の3/4(上限額300万円)	土木課 0778-53-2246
鯖江市雨水貯留施設等助成事業	補助	雨水貯留施設等を設置する方を対象とし、その設置費用の一部を補助 【補助金額】設置費用の2/3(上限額6万円)	
鯖江市合併処理浄化槽設置費補助	補助	公共下水道事業および農業集落排水事業の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象としてその設置費用に対し一部を補助 【補助金額】住宅は補助対象費用の8割 その他は4割+352,000円(ともに限度額あり)	上下水道課 0778-53-2241
水洗便所改造資金貸付制度	融資	くみ取り便所を水洗便所に改造するなど公共下水道等に接続する工事に対し、資金を融資 【融資金額】上限額100万円(無利子) ※工事着工前の申請が必要です。 ※償還期限は融資を受けた月の翌月から3年以内	
鯖江市住宅改修費給付事業	補助	在宅の障害者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。 【対象者】 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者もしくは学齢児以上の身体障害児で、かつ障害程度等級が3級以上の方。ただし、特殊便器の取り替えについては上肢機能障害2級以上の方および難病患者等 【補助金額】最大20万円	社会福祉課 0778-53-2217

(次頁へ続く)

○鯖江市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
重度身体障害者 住宅改造助成事業	補助	在宅で生活する重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】65歳未満で障害等級が1・2級の視覚障がい者 および肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割 (上限額60万円 ※視覚障がい者は80万円)	社会福祉課 0778-53-2217

○あわら市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
あわら市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 10,000円	建設課 0776-73-8031
木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の23%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
あわら市吹付けアスベスト 調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	
多世帯同居リフォーム 支援事業	補助	多世帯同居を目的とした既存住宅の改修工事(市内業者が施工するものに限る。)に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大90万円(対象工事費の1/2以内)	
多世帯近居住宅取得 支援事業	補助	多世帯近居を目的とした住宅取得に要する費用の一部を補助 【補助金額】 新築30万円、中古住宅50万円	
子育て世帯と移住者への 住まい取得支援事業	補助	あわら市への定住を目的とした空き家の取得に要する費用の一部を補助 【対象者】 子育て世帯、県外からの移住者 【対象住宅】 ふくい空き家情報バンクに登録された一戸建て住宅 【補助金額】 最大50万円(対象住宅取得費用※の1/3以内) ※土地代は除く。	
子育て世帯と移住者への 住まいリフォーム支援事業	補助	あわら市への定住を目的とした空き家の改修工事に要する費用の一部を補助 【対象者】 子育て世帯、県外からの移住者 【対象住宅】 ふくい空き家情報バンクに登録された一戸建て住宅 【補助金額】 最大50万円(対象工事費の1/3以内)	
勤労者住宅資金 利子補給制度	利子補給	勤労者があわら市内で自己の住宅を新築または購入するときの借入金の利子の一部を補給	観光商工課 0776-73-8030
住まい環境整備支援事業	補助	【対象者】 要介護認定等を受けた者又は要介護及び要支援相当と市長が判断する者のうち、市長が当該要介護者の在宅生活の維持向上を図るため、特に住宅の改造を必要と認めた者 【内容】 1 対象者の在宅生活の維持向上を図るために行う住宅の改造に要した費用の一部を助成する。 2 助成の対象とする住宅の部分は、対象者の住宅部分のうち、内部にあつては玄関、便所、洗面所、浴室等とし、外部にあつては玄関から一般道路を結ぶポーチその他の部分とする。 3 この事業において助成の対象とする改造の範囲は、前項に規定する住宅の部分について行った介護保険給付対象外の改造工事で、次の各号に掲げるもののうち、対象者の在宅生活の維持向上を図るために必要と認めるものとする。 (1) 洗面台・流し台の取替え (2) 階段昇降機の設置 (3) その他前2号の住宅改造に付帯して必要となる住宅改造 4 市長は、対象者の心身の状態等を検討のうえ、建築分野の専門家の意見、福井県の定める高齢者住宅設計指針等を参考に住宅の改造の内容を決定するものとする。 5 新築又は増築の際に行った工事は補助対象外とする。 6 助成の額は、改造に要した経費に10分の9を乗じて得た額とし、800,000円を限度とする。この場合において、同一住宅の同一対象者については、補助対象経費の合計額が800,000円に達するまで対象とする。 7 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における補助対象経費は、新たに前項の規定により算出して得た額とする。 (1) 要介護等状態区分が3段階以上上がった場合(ただし、同一対象者につき1回限りとする。) (2) 転居した場合	健康長寿課 0776-73-8022

(次頁へ続く)

○あわら市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
介護保険居宅介護 (介護予防)住宅改修	給付	【対象者】 ・要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けた者 【利用者負担】対象経費の1割 【内容】 手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材 への変更、開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去、和式から洋式 への便器の取り替えなど。 【上限】20万円(保険給付は18万円)	健康長寿課 0776-73-8022
住宅改造助成制度	補助	在宅の重度身体障害者が日常生活に著しい障害があり、住宅を大規模に改 造する必要があるとき、費用の一部を助成 【助成限度額】80万円(改造費の10分の8を助成) (下肢機能障害・体幹機能障害・脳原性移動機能障害の方は、60万円限 度)	
地域生活支援事業 (住宅改修助成費)	給付	【対象者】 在宅で身体障害者手帳3級以上取得者で、下肢・体幹機能障害を有する 者。 【対処範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うも の。(手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【対象経費】原則 経費の9割、限度額20万円 【自己負担額】1割、住民税非課税 自己負担なし	福祉課 0776-73-8020
水洗便所改造奨励金	補助	供用開始から半年以内(くみ取り便所の改造については3年以内)に公共下 水道に接続し、完成検査を受けた場合、水洗便所改造奨励金を交付(新築 は対象外)	上下水道課 0776-73-8037
水洗便所等改造資金 の融資制度	補助	処理区域内のくみ取便所を水洗便所に改造する工事や既設のし尿浄化槽 を撤去し公共下水道に接続する工事および一般雑排水を排除するための排 水設備工事に対し、資金を融資	

○越前市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
伝統的民家普及促進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区(四町、五箇地区)等において、一定の要 件に該当する福井の伝統的民家の新築または外観の改修工事等の費用の 一部を補助	都市計画課 0778-22-3012
街並み景観整備助成事業	補助	景観形成地区の指定区域(四町)等において、修景施設の整備に要する費 用の一部を補助	
住宅団地整備費補助制度	補助	中心市街地内又は居住誘導区域内の区画整理済地において、住宅団地の 整備に要する費用の一部を補助	
住宅用地等購入資金 利子補給制度	利子補給	組合施行土地区画整理事業の保留地または居住誘導区域内の公有地の 購入後、住宅を新築して定住する人を対象に、購入資金利子補給金を支給 【利子補給】5年以内(年額10万円程度)	
まちなか住宅取得 推進事業	補助	中心市街地内において、住宅を新築または購入して定住する人を対象に、 取得費用の一部を補助 【補助金額】最大130万円	建築住宅課 0778-22-3074
住宅取得支援事業	補助	居住誘導区域内において、住宅を新築または購入して定住する人を対象 に、取得費用の一部を補助 【補助金額】最大80万円	
空き家等 リフォーム支援事業	補助	居住誘導区域内において、空き家(戸建てまたは共同住宅)の水廻りの改修 などを行う場合、費用の一部を補助 【補助金額】最大100万円	

(次頁へ続く)

○越前市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
新婚夫婦定住化支援事業	補助	婚姻してから1年以内の新婚夫婦が越前市内の民間賃貸住宅に居住する場合、最長2年間家賃の一部を補助 【補助額】次のいずれかに該当する場合、月額1万円 1 中心市街地区域に居住する場合 2 夫婦どちらかが市外から転入してきた場合 ※家賃の1/2が上限	建築住宅課 0778-22-3074
子育て世帯定住化支援事業	補助	中心市街地内の民間賃貸住宅に居住する子育て世帯に対し、最長2年間家賃の一部を補助 【補助額】 月額1万円	
多世帯同居・近居住まい推進事業	補助	世帯が一つ以上増加するために、自ら居住する住宅をリフォームする場合又は直系親族の居住する住宅の近くに住宅を取得する場合にリフォーム費・取得費の一部を補助 【補助金額】 最大90万円	
子育て世帯と移住者への住まい支援事業	補助	U・ターン者又は子育て世帯が住まい情報バンクに登録されている中古の一戸建て住宅を購入又はリフォームして定住する場合にその費用の一部を補助 【補助金額】 購入 最大 50万円 リフォーム 最大 50万円(両方行う場合は 最大 100万円)	
木造住宅耐震診断等促進事業	補助	昭和56年5月以前に着工された一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対して補助 【個人負担】 在来軸組構法・枠組壁工法 1万円 伝統的構法 23,760円	
木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判定された一戸建て木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 住宅全体の耐震改修 最大 100万円 伝統的な古民家の耐震改修 最大 170万円 部分的な耐震改修 最大 30万円	
吹付けアスベスト調査事業	補助	市内に所在する民間建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】 1棟につき最大 25万円	
住宅防火対策促進事業	補助	防火・準防火地域内において、既存住宅の外壁、屋根、開口部の防火対策工事にかかる費用の一部を補助 【補助金額】 最大50万円	
空き家住宅診断支援事業	補助	住まい情報バンクに登録する又はされている住宅の空き家診断にかかる費用の一部を補助 【補助金額】 最大35,000円	
まちなか共同住宅整備推進事業	補助	中心市街地区域において、優良共同住宅の整備に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大100万円/戸(上限 1,000万円)	
従業員用共同住宅建設等支援事業	補助	市内法人が従業員用共同住宅を建設する場合、又は市内法人から依頼を受け従業員用共同住宅を建設する場合に建設費用の一部を補助 【補助金額】 最大 60万円/戸(上限 2,000万円/棟)	
合併浄化槽設置補助制度	補助	公共下水道事業や農業・林業集落排水事業の認可区域外に浄化槽を設置する場合に補助。 また、特定要件を満たす場合、上乘せ補助あり。(平成30年度まで)	下水道課 0778-22-7922
住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業	補助	住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助。また、省エネルギー設備(高効率給湯器、LED照明設備等)を同時に設置する場合は補助額を増額	環境政策課 0778-22-5342
越前市要介護老人住環境整備事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を補助。 【対象者】 1 要介護3～5に認定された方 2 要介護1もしくは2と認定された方で、かつ車いすを利用している方 3 障害等級が1級又は2級の上肢が不自由な方等 【補助金額】補助対象経費の7割、8割又は9割(最大80万円)	長寿福祉課 0778-22-3715

(次頁へ続く)

○越前市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要です。 【支給金額】最大18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には7割又は8割	長寿福祉課 0778-22-3715
重度身体障害者住宅改造助成制度	補助	視覚・肢体不自由で身体障害者手帳1級2級の方が、在宅での日常生活をおくるうえで、その住居を改造する必要があるとき、費用の一部を助成。 【補助金額】助成対象経費の8割(上限60万円※視覚障がい者は80万円)	社会福祉課 0778-22-3004
日常生活用具住宅改修給付	給付	一定の要件に該当する在宅の障がい者を対象に、段差の解消や手すりの設置などの住宅の改修に必要な物品の購入費や工事費用を給付。 【対象者】 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者で障害程度等級が3級以上の方。ただし、特殊便器の取り替えについては上肢機能障害2級以上の方。 【補助金額】最大20万円(所得税課税世帯は原則1割負担)	

○坂井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
坂井市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	都市計画課 0776-50-3052
坂井市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の23%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
坂井市吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】1棟につき上限25万円	
坂井市多世帯同居のリフォーム支援事業	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助	
坂井市多世帯近居の住宅取得支援事業	補助	新たに近居するために住宅の建設または購入を行う者に取得費用の一部を補助	
坂井市空家取得支援事業	補助	坂井市への定住を促進するとともに、空き家住宅の有効活用を図ることを目的に、空き家の取得に要する費用の一部を補助	
坂井市空家改修支援事業	補助	坂井市への定住を促進するとともに空き家住宅の有効活用を図ることを目的として、空き家の改修工事等に要する費用の一部を補助	
坂井市三国湊町街なみ環境整備事業	補助	湊町地区特定景観計画区域の中で、まちづくり協定を締結した区内において、修理・修景の基準に適合する建造物の建設に対する外観工事費の一部を補助	
坂井市丸岡城周辺景観まちづくり事業	補助	城周辺地区特定景観計画区域において、景観形成基準に適合する行為に対する事業費の一部を補助	
坂井市伝統的民家普及促進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区内において、自ら居住し補助要件を満たす伝統的民家の外装、構造体の改修工事の費用の一部を補助	

(次頁へ続く)

○坂井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
坂井市水洗便所改造等 資金融資あっせん 及び利子補給	利子補給	くみ取り便所を水洗便所に改造するなど、家庭排水を公共下水道へ流入させるための接続工事を行う際、その資金の融資のあっせんおよび返済にかかる利子相当額を補給	上下水道 0776-51-2956
住まい環境整備支援事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。 【対象者】 1 要介護3以上に認定された方 2 または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要 件】 ア、車いすを利用する方 イ、障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ、障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方 【補助金額】助成対象経費の9割(上限80万円) 一定以上の所有を有する65歳以上の方は8割またはH30年8月から7割	健康長寿課 0776-50-3040
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要です。 【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割またはH30年8月から7割	
重度身体障害者 住宅改造事業	補助	在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、住宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および介護保険被2号被保険者の方は、住まい環境整備支援事業が優先。 【対象者】 身体障害者手帳 視覚1～2級、上肢1～2級、下肢1～2級 (下肢には体幹・脳原性を含む) 【対象経費】 当該住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等において、日常生活を容易にするための障害内容に応じた改造工事費を対象経費とする。ただし、日常生活用具給付事業における住宅改修費および住まい環境整備支援事業の対象経費は、本事業の対象経費から除く。 【助成要件】 ア、当該住宅につき1回限り イ、新築および増築は対象外 ウ、事前申請が必要 エ、入院中でも退院が確定している場合は申請可 【助成金額】 助成対象経費の8割 上限額60万円(視覚障がい者は80万円)	
日常生活用具給付等事業	補助	住宅で生活する身体障がい者で下肢、体幹機能等の障がいにより移動機能障がいがある方が、段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成。ただし、65歳以上の方および介護保険被2号被保険者の方は、介護保険の住宅改修が優先。 【対象者】 身体障害者手帳 下肢3級以上(下肢には体幹・脳原性を含む) 【対象経費】 次の各号の改修工事等に係る経費 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取り換え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 居宅生活動作補助用具の購入費 7 1～2住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 【助成要件】 ア、当該住宅につき基準額20万円まで イ、新築および増築は対象外 ウ、事前申請が必要 エ、入院中でも退院が確定している場合は申請可 【助成金額】 所得に応じて決定(最高額20万円)	社会福祉課 0776-50-3041

○永平寺町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
永平寺町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	建設課 0776-61-3948
永平寺町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 改修工事費の80% 全体改修：最大100万円 部分改修：最大30万円 伝統的な古民家改修：最大170万円	
福井の伝統的民家活用推進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に対する補助 【補助金額】 (推進地区(市荒川・藤巻・鳴鹿・柘原・京善・中島地区)内)最大300万円 (対象工事費の1/2以内) (推進地区外)最大200万円(対象工事費の1/2以内)	
永平寺町子育て世帯と移住者への住まい支援事業	補助	永平寺町への定住を促進するため、空き家住宅の有効活用を図りながら、子育て世帯又は移住者の住まいを支援 【対象者】ア又はイのいずれかに該当する方 ア. 子育て世帯 平成31年3月31日までに18歳以下になる子どもと同居している世帯 イ. 移住者 県外から移住して2年以内の人。ただし、県外から県内の大学などに進学した学生が県内企業に就職した場合は、卒業後2年以内の人 【補助金額】 空き家購入支援：最大50万円(購入費用の1/3以内) 空き家リフォーム支援：最大50万円(リフォーム費用の1/3以内)	
永平寺町多世帯同居・近居住まい推進事業	補助	家族間で助け合って子育てなどがしやすい住環境を維持・推進するため、多世帯で同居するためのリフォームや、近居するための住宅取得について支援 【補助金額】 多世帯同居のリフォーム支援：リフォーム費用の1/2以内(最大90万円) 多世帯近居の住宅取得支援：住宅取得費用の1/3以内 (新築住宅：最大30万円,中古住宅：最大50万円)	
永平寺町空き家等解体及び撤去事業	補助	適正に管理されていない空き家等を早急に解体除却してもらうために、指導に従い除却を講ずる場合、空き家等を解体及び撤去費用の一部を補助 【補助金額】 最大50万円(解体及び撤去費用の1/3以内)	
永平寺町住まいる定住応援事業		若者の住宅取得に必要な経費・子育て経費の一部を助成 【定住促進地域】永平寺地区志比北小学校区、上志比地区 【定住促進地域以外】松岡地区、永平寺地区志比小学校・志比南小学校区	総合政策課 0776-61-3942
住宅取得支援金	補助	新規に住宅を取得した方に対し助成 【新築住宅の場合】20万円 【中古住宅の場合】10万円 《リフォーム支援》 リフォーム費用のうち1/2(上限50万円)を助成	
子育て支援金(中学生以下)	補助	町外からの転入者かつ新規に住宅を取得した方で、申請時、住民票に記載されている中学生以下の子どもを対象 【助成金額】 子ども1人につき10万円	
住まい環境整備支援事業	補助	車いす対応の住宅のバリアフリー化改修等に対する助成 【対象者】 ・要介護3～5の高齢者または、要介護1以上で車いすを使用する高齢者 ・認知症や障害により在宅生活が困難な要介護1～2の高齢者 【助成額】上限80万円(自己負担の1割を除く) ※一定以上の所得がある場合には自己負担2割	福祉保健課 0776-61-3920

(次頁へ続く)

○永平寺町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
介護保険住宅改修制度	給付	要介護認定において要支援1以上の方が、在宅で日常生活をおくるうえで、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修を行う場合に支給。工事着工前に事前申請が必要です。 【支給金額】最高18万円(対象工事費20万円の原則9割※を支給) ※一定以上の所得がある場合には8割支給	福祉保健課 0776-61-3920
重度身体障害者住宅改修事業	補助	重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】1級または2級に該当する手帳の交付を受けた視覚・肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円) 下肢・体幹・脳原性移動機能障害の方は限度額は60万円 上肢機能障害の方は限度額は60万円 介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けた方は限度額は60万円	
日常生活用具給付等事業(住宅改修費)	補助	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害2級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等、障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うものに要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	

○池田町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
池田町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円(一般診断法) 2万4千円(伝統的耐震診断法)	産業振興課 0778-44-8002
池田町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大80万円(一般住宅の場合)、もしくは150万円(伝統的古民家の場合)(どちらも費用の23%)	
住宅多世代化支援事業	補助	新たに世代が増える、もしくは増える可能性がある家族が住宅を新築・増築・改築・改修する際の費用を補助する。 【補助額】最大500万円(費用の30%) 【対象】45歳以下の池田町の住民票を持つ、もしくは予定で、既婚・新婚または結婚予定である方。	
住み家新築支援事業	補助	町内に定住するための住宅を新築・増築する際の費用を補助する。 【補助金額】最大350万円(新築の場合)、もしくは200万円(増築の場合)(どちらも費用の30%) 【対象】45歳以下、もしくは中学生以下の子供を養育している方で、池田町の住民票を持つ、もしくは予定の方。	
子育て住宅改善支援事業	補助	子育て中の方が、子供の居住環境(子供部屋等)整備のために住宅を改築・改修する際の費用を補助する。 【補助額】最大100万円(費用の30%) 【対象】池田町の住民票を持つ、もしくは予定で、中学生以下の子供を養育している方。	
住宅機能改善支援事業	補助	高齢者・障害者の方が住みやすくするために住宅を増築・改築・改修する際の費用を補助する。 【補助金額】最大100万円(費用の30%) 【対象】70歳以上の高齢者、もしくは障害者(3級以上)の方	
古民家等再生補助事業	補助	池田町内の空き家を増築・改築・改修する際の費用を補助する。 【補助金額】最大200万円(費用の30%)	
住まい環境整備支援事業	補助	在宅で要介護3以上の方、又は要介護1以上で車いすを利用する方が、廊下・トイレ等の拡幅などに係る改修費用の一部を助成。 【補助金額】対象経費の9割(助成限度額80万円)	保健福祉課 0778-44-8000
介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給	補給	在宅で要介護認定をもつ方の、1手すりの取り付け 2段差の解消 3引き戸等への扉の取替え 4洋式便所等への便器の取替え 5その他前号の住宅改修付帯工事に要する費用の一部を助成。 【補助金額】対象経費の9割(助成限度額20万円)	

(次頁へ続く)

○池田町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
重度身体障害者 住宅改造助成事業	補助	在宅で身体障害者手帳1,2級取得者で視覚障害、肢体不自由である方が、玄関、台所、便所等の段差解消や出入り口の拡張改造に要する費用の一部を助成 【補助金額】対象経費の8割(助成限度額80万円) *対象者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性移動機能障害者である場合は助成限度額は60万円。 *対象者のうち、介護保険制度の認定を受けた方が行う場合は助成限度額は60万円。	保健福祉課 0778-44-8000
日常生活用具給付等事業	補助	【対象者】 在宅で身体障害者手帳3級以上取得者で、下肢・体幹機能障害を有する者。 【対処範囲】 障害者の移動などを円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴うもの。(手すりの設置、段差解消、引き戸への交換、通路の床材変更) 【対象経費】原則 経費の9割 限度額20万円 【自己負担額】 住民税課税 ……1割 住民税非課税 ……自己負担なし	

○南越前町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
南越前町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	建設整備課 0778-47-8003
南越前町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の23%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
南越前町吹付け アスベスト調査事業	補助	町内に所在する民間建物の吹付け支払うアスベスト調査に要する費用に対する補助(1棟あたり上限25万円)	
浄化槽設置整備事業 補助金	補助	特定環境保全公共下水道区域及び農業集落排水区域以外の区域で浄化槽を設置する費用の一部を補助	
南越前町若い世代の 定住に向けた住宅取得 促進事業補助金	補助	町分譲地を購入し、住宅を新築した者で補助金申請時に満40歳未満の者に対し、新築住宅に要した費用の一部を補助 【40歳未満の申請者】 町分譲売買価格の1/5 【30歳未満の申請者】 町分譲売買価格の2/5	
南越前町多世帯近居 支援事業	補助	子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居の推進を図ることを目的として、一戸建て住宅の取得に要する費用の一部を補助	
南越前町多世帯 同居リフォーム支援事業	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助	
南越前町若い世代の 定住に向けた町営住宅 家賃補助事業	補助	南越前町町営住宅に入居している者に対し、住宅使用料の一部を補助 【対象者】 夫婦のいずれかの者が40歳未満 40歳未満のひとり親世帯で扶養している子が同居	
南越前町福井の伝統的 民家普及促進事業	補助	自ら居住し、補助要件を満たす伝統的民家(伝統的民家群保存活用推進地区内に限る)の新築または外装・構造体の改修工事等の費用の一部を補助 【対象地区】「北国街道今庄宿」地区 【補助金額】 〔新築〕外観工事または建売住宅購入に要する費用の1/2 (上限額160万円) 〔改修〕外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2 (上限額300万円) 〔空き家〕内部および外観または構造体の改修工事に要する費用の4/5 (上限額600万円)	教育委員会 0778-47-8005

(次頁へ続く)

○南越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
重度身体障害者 住宅改造助成	補助	在宅の重度身体障がい者が日常生活での利便性向上を図るために住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額80万円)	保健福祉課 0778-47-8007
住まい環境整備支援事業	補助	・要介護3以上の在宅高齢者 ・要介護1又は2の在宅高齢者で車いすを利用する者、1級2級の上肢不自由者、日常生活自立度がA,B,Cに該当する者、日常生活自立度がⅢ,Ⅳ,Ⅴ,Mに該当する者が車いす対応のバリアフリー化等の住宅改修に要する費用を助成する。※ただし、介護保険事業による改修対象箇所は除く。 【補助金額】対象経費の9割又は8割(助成限度額80万円) 【受益者負担割合】対象経費の1割又は2割	

○越前町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	【一般診断法】 一般耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 (対象となる住宅) ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (個人負担) 1万円 【伝統耐震診断法】 伝統耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 (対象となる住宅) ・伝統的構法により建てられ、かつ、建設後50年を経過した木造住宅 (個人負担) 23,760円 ※診断前に古民家鑑定および床下インスペクションを行う必要があり、別途費用がかかります。	定住促進課 0778-34-8727
越前町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【対象となる住宅】 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の23%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
越前町伝統的な古民家の 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【対象となる住宅】 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 ・建築後50年を経過した住宅、又は終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家意匠を基調とした住宅 【補助金額】 最大150万円(工事費の23%以内)	
福井の伝統的民家 活用推進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に対する補助 【対象となる住宅】 ・ふくい伝統的民家と認定されている住宅 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 【補助金額】 ・伝統的民家群保存活用推進地区内…最大300万円(工事費の1/2以内) ・上記地区外…最大200万円(工事費の1/3以内)	
越前町多世帯同居 住まい推進事業	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助 【対象工事】 ・間取りの変更、バリアフリー改修、設備の改修、浄化槽入れ替え ・県内に本社又は本店がある事業者が施工する工事 【補助金額】 最大90万円(工事費の1/2以内)	
越前町多世帯近居 住まい推進事業	補助	子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居の推進を図ることを目的として、直系親族との近居のため住宅を取得する者に対し、住宅取得に要する費用の一部を補助 【要件】 ・一戸建て住宅で、床面積の2分の1以上が居住用の住宅 ただし、町が販売する分譲地への新築は対象外 【補助金額】 1住宅の建設または新築住宅の購入の場合 最大30万円 2中古住宅購入の場合 最大50万円 ※12ともに住宅取得費用の1/2以内	

(次頁へ続く)

○越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前町空き家等住まい支援事業	補助	<p>空き家の有効活用を図り、越前町への移住・定住を促進することを目的として、移住者が空き家を購入又はリフォームする場合などに、その費用の一部を補助</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住希望者 ・移住者 ・定住希望者や移住者を賃貸で居住させる空き家所有者又は事業者 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住希望者や移住者が空き家情報バンクに登録されている空き家を購入する場合、又はリフォームを行う場合などに費用の一部を補助 ・定住希望者や移住者が賃借するため、空き家の所有者又は事業者が空き家情報バンクに登録されている空き家をリフォームする場合などに費用の一部を補助 <p>【補助金額】 購入補助 空き家購入費の3分の1(上限50万円) リフォーム補助 対象改修工事費の3分の1(上限50万円)</p>	定住促進課 0778-34-8727
合併処理浄化槽設置事業	補助	<p>公共下水道および農業集落排水事業等の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象として、その設置費用に対し一部を補助</p>	住民環境課 0778-34-8708
越前町要介護老人住宅改造助成事業	補助	<p>【対象者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要介護3以上と判定された方 2 要介護1または要介護2と判定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア、車いすを利用する方 イ、障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ、障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはⅤに該当する方 <p>【助成額】</p> <p>80万円を上限とし、改造費の9/10(一定以上所得者の方は8/10)を助成</p>	健康保険課 0778-34-8710
越前町重度身体障害者住宅改造助成事業	補助	<p>【内容】</p> <p>在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、自宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成</p> <p>【対象工事】</p> <p>壁を壊して間口を広げる等、家の中の区切りを変更するような工事(住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等)</p> <p>【対象者】</p> <p>在宅の身体障害者手帳の視覚障害または肢体不自由2級以上の人</p> <p>【助成額】</p> <p>80万円を上限として、改造費の8/10を助成</p> <p>※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。</p> <p>【その他】</p> <p>助成を受けたい場合は、着工前に相談・申請が必要です。着工後に相談や申請をされても助成することができません。</p>	福祉課 0778-34-8725
越前町日常生活用具給付等事業	補助	<p>【内容】</p> <p>在宅の身体障がい者が、自宅の段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成</p> <p>【対象工事】</p> <p>段差解消、手すりの設置、床材の変更、扉の取り替え等の簡単な修繕工事(居室、廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等)</p> <p>【対象者】</p> <p>在宅の身体障害者手帳の下肢または体幹機能障害3級以上(脳原性を含む)の人、難病等の人</p> <p>【助成額】</p> <p>経費の9割(基準額20万円・助成上限額18万円)</p> <p>【その他】</p> <p>助成を受けたい場合は、着工前に相談・申請が必要です。着工後に相談や申請をされても助成することができません。</p>	

○美浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
美浜町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	土木建築課 0770-32-6707
美浜町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大80万円(工事費の23%以内)	
多世帯同居・近居住まい支援事業	補助	【対象者】 1新たに直系親族と同居、また多世帯同居する方 2近居するために、一戸建て住宅を建設、また購入する方 3自ら居住するために所有する一戸建て住宅を改修する方 4多世帯同居の世帯数が1以上増加する方 【内容】 美浜町内で直系親族と近居しようとする者又は、多世帯同居を行う住宅の所有者に対し、一戸建て住宅の取得又は、リフォーム等の工事に要する費用の一部を補助する。 【補助額】 (近居)住宅の新築または購入に要する費用及び諸経費を合計した額が500万円以上で30万円、中古住宅の購入の場合は50万円(ただし、町内に主たる営業所を有する建設業者又は個人業者の場合はそれぞれ50万円加算)。(同居)対象工事に要する費用の2分の1以内(上限額90万円)	
美浜町住まい環境整備費助成事業	補助	【対象者】 1要介護3～5と判定された方 2要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 【内容】 (介護保険で行う住宅改修の対象は除く) ・住宅内、玄関から一般道までの通路の拡幅等 ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台の取替え ・階段昇降機の設置 ・段差解消機の設置 ・テーブル生活等のための床材の変更 など 【補助金額】 上限80万円(自己負担分1割(一定以上所得者の方は2割)を除く)	福祉課 0770-32-6704
美浜町重度身体障害者(児)住宅改造費助成事業	補助	【対象者】 視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者 【内容】 手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】 対象工事に要する費用の10分の8(上限額80万円) ただし下肢、体幹、脳原性移動機能障害は上限60万円	
ウェルカム美浜住まいバンク活用事業	補助	【対象者】 1美浜町空家情報バンクに登録されている空き家等を売買し、または賃貸する契約を締結した方 2美浜町空家情報バンクに登録されている空き家を譲渡し、または賃貸しようとする方 3美浜町空家情報バンクに登録されている空き家等を賃借する賃貸借契約を締結した方 【内容】 空き家を購入または賃貸する方が定住する際に必要な改修に要する経費の一部助成 【補助額】 対象工事に要する費用の2分の1以内(上限額100万円)	美浜創生戦略課 0770-32-6715

○高浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
高浜町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	建設整備課 0770-72-7702
高浜町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修)最大80万円(工事費の23%以内)	

(次頁へ続く)

○高浜町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
高浜の伝統的民家普及促進事業	補助	高浜の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 〔新築等〕 上限額160万円(推進地区対象) (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) 〔改修等〕 上限額300万円(推進地区) 上限額200万円(推進地区外対象) (外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2以内)	建設整備課 0770-72-7702
高浜町多世帯同居リフォーム支援事業	補助	新たに多世帯同居による住宅の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 上限額40万円(改修費用の50%)	
高浜町空き家情報バンクに登録されている物件に、居住する際の改修費用や荷物撤去費用に対して補助	補助	高浜町空き家情報バンクに登録されている物件に、居住する際の改修費用や荷物撤去費用に対して補助 【補助金額】 100万円(改修費用の50%)	
住宅・店舗リフォーム支援事業	補助	居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅及び店舗の修繕、改修、模様替に対して補助 【補助金額】 (住宅)上限20万円(改修費用の20%) (店舗)上限30万円(改修費用の20%)	
居宅介護住宅改修費給付(介護保険)	補助	【対象者】要支援・要介護認定者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】10分の9または8(上限額20万円)	保健・福祉課 0770-72-5887
高浜町住まい環境整備費助成事業	補助	【対象者】 ・要介護認定者(3~5) ・要介護認定者1・2で次のいずれかに該当(1車いす利用者21・2級の身体障害者手帳保持者3障害により日常生活が困難な者4認知症により日常生活が困難な者) 【内容】 廊下・トイレ・浴室・玄関等の拡幅や階段昇降機の設置等に要する費用の一部助成 【補助額】 工事に要する費用の10分の9または8(上限額80万円)	
高浜町重度身体障害者(児)住宅改造費助成事業	補助	【対象者】・視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の8(上限額80万円)	
日常生活用具住宅改修費給付	補助	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	

○おおい町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
おおい町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 1万円	建設課 0770-77-4057
おおい町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の23%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
おおいの住まい支援事業(新築)	補助	県が実施する県産木材を活用した新築工事の助成対象者で、工事を町内事業所の施工により行う者に補助 【補助金額】 敷地面積200㎡未満:30万円 200㎡以上:50万円	

(次頁へ続く)

○おおい町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
おおいの住まい支援事業 (リフォーム)	補助	県が実施する県産木材を活用したリフォーム工事の助成対象者で、工事を町内事業所の施工により行う者に補助 【補助金額】 上限15万円	
おおい町U・ターン者住まい支援事業	補助	町内に自らが居住するために住宅を新築・購入・改修するU・ターン者に、費用の一部を補助 【補助対象および金額】 1町内事業者により住宅を新築する場合:100万円 2町内事業者が建設した住宅を購入する場合:100万円 3町内に立地する住宅を購入する場合:100万円(上限:購入金額) 4町内に立地する住宅を改修する場合(改修費用が50万円以上の工事が対象):改修費用の1/3(上限:50万円)	
おおい町多世帯同居住宅取得支援事業	補助	新たに直系親族と同居する方(ただし、直系卑属の単独世帯は除く)で新たに一戸建て住宅を建設又は購入する方に対する補助 【補助対象および金額】 [新築・購入] 1町内業者 費用の1/2(上限:100万円) 2町外業者 費用の1/2(上限:50万円) [解体・除去] 1町内業者 費用の1/2(上限:50万円) 2町外業者 費用の1/2(上限:25万円)	建設課 0770-77-4057
おおい町多世帯近居住宅取得支援事業	補助	新たに直系親族の世帯が、同一小学校区内で新たに一戸建て住宅を建設又は購入する方に対する補助 【補助対象および金額】 [新築・購入] 1町内業者 費用の1/2(上限:100万円) 2町外業者 費用の1/2(上限:50万円)	
おおい町多世帯同居リフォーム支援事業	補助	町内にある自らが居住し所有する一戸建て住宅を改修し、新たに多世帯同居をする方又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する者に対する補助 【補助対象および金額】 (1)町内業者で施工 改修 費用の1/2(上限:50万円) 解体・除去 費用の1/2(上限:50万円) (2)町外業者で施工 改修 費用の1/2(上限:25万円) 解体・除去 費用の1/2(上限:25万円)	
住まい環境整備支援事業	補助	【対象者】 ・要介護3以上の高齢者等 ・要介護1または2で要件を満たす者 【利用者負担】対象経費の1割または2割 【内容】 介護保険の住宅改修の対象とならない改修等に対し一部を補助します。 <上限>80万円	
居宅介護(予防)住宅改修事業	補助	【対象者】 ・要支援1・2、要介護1~5の要介護認定を受けた者 【内容】 要介護認定を受けた方が、自立した生活を目指すために手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器などへの便器の取り替えなど対象となる改修を行った場合、費用の9割(一定以上の所得の方は8割)が支給されます。改修対象の確認や、本人の状態にあった改修ができるよう、着工前までに事前申請が必要です。 【支給限度基準額】 20万円	介護福祉課 0770-77-2760
おおい町重度身体障害者住宅改造費助成事業	補助	【対象者】 ・おおい町に住所を有する在宅の視覚障害者又は肢体不自由者 で1級及び2級の身体障害者手帳を有するもの。 【利用者負担】対象経費の2割 【内容】 住宅の玄関、台所、便所、洗面所及び浴室等、対象者の在宅生活、又は介護者の介助を容易にするために必要な範囲の内容に限り一部を補助します。 <上限>80万円	
おおい町伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に対する補助 【補助金額】 [推進地区内の改修]対象工事費の1/2(限度額300万円) [推進地区外の改修]対象工事費の1/3(限度額200万円)	郷土史料館 0770-77-2820

○若狭町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
若狭町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】1万円	建設水道課 0770-45-9103
若狭町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の23%以内)	
若狭町空き家 活用支援事業	補助	町内の空き家を購入または貸借する者が定住する際に必要な改修に要する経費に対する補助 【補助金額】 上限50万円(改修費の50%) ※改修費用が20万円以上の工事が対象	総合戦略課 0770-45-9112
若狭町要介護老人等 住宅改造費助成事業	補助	【目的】 介護を必要とされる方が、在宅での生活を続けていくために住宅を改造する場合、費用の一部を助成 【対象者】 1 要介護3～5と判定された方 2 要介護1または2と判定され、次のいずれの要件を満たす方 ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMIに該当する方 【補助金額】対象経費の9/10(上限80万円) ※一定以上の所得を有する65才以上の方は8/10から7/10	福祉課 0770-62-2703
住宅改修(介護保険)	給付	要支援1・2、要介護1～5と認定された方の、自宅での生活上の障壁を軽減するために、手すりの取り付けや段差解消など対象となる住宅改修を行った場合、費用の9割(※)が支給されます。改修対象の確認や、本人の状態にあった改修ができるよう、着工前までに事前申請が必要です。 【支給限度基準額】20万円 ※20万円を上限に住宅改修の実際の費用の9割から7割相当	
重度身体障害者(児) 住宅改造費助成事業	補助	【対象者】・視覚障害者・肢体不自由者2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】対象工事に要する費用の8割(支給限度額80万円) ※所得制限あり	
住宅改修 (地域生活支援事業)	給付	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【給付額】工事に要する費用の9割(支給限度上限額20万円)	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。